

## 唐津市監査委員公告

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により監査（教育委員会定期監査）の結果に関する報告に基づいて講じた措置状況の通知を受けたので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年7月23日

唐津市監査委員 寺 田 長 生

唐津市監査委員 飯 田 隆 人

# 定期監査結果に係る措置状況報告書

監査期間：令和４年９月２０日～令和５年３月２３日

教育委員会

## 1 排出する産業廃棄物の適正な処理について

### 【教育総務課・学校給食課・肥前市民センター・鎮西市民センター】

市が排出する廃棄物の収集・運搬又は処分の委託においては、市民環境部から、その委託契約に関する通知（令和 4 年 4 月 25 日付け環境課長名通知）が出されており、そこには、事業者が廃棄物の収集・運搬又は処分を委託する場合は廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める基準に従う必要があるため、委託先の許可の有無を確認すること、収集・運搬又は処分の両方の許可を有している業者がない場合などは収集・運搬又は処分の委託をそれぞれ契約する必要があること、契約金額が 50 万円未満のもので契約書の作成の必要があることなどが明記されている。

小学校グリストラップ清掃業務委託に係る産業廃棄物の処理で以下のような不適切な事例が見受けられた。

- (1) 小学校グリストラップ清掃業務委託においては、給食室のある市内の小学校 7 校の給食室グリストラップ清掃と併せて、それにより排出された産業廃棄物である汚泥の収集・運搬及び処分を一括して A 社（収集・運搬のみ許可を有する業者）に委託していた。また、収集・運搬又は処分が終了した際に委託業者から回収する産業廃棄物管理票（マニフェスト）を確認すると、収集・運搬は A 社が、処分は別の B 社（処分の許可を有する業者）が行っていた。

この場合、前記の通知によると A 社と B 社を別契約とし、それぞれの業者と契約締結をすべきであった。

- (2) 当該契約は契約金額が 50 万円未満で唐津市財務規則第 107 条第 1 項の規定により契約書を省略し、請書のみを提出させていた。

この場合、市民環境部の通知のとおり必要事項の記載された契約書を作成すべきであったと思考する。

令和 3 年度より内部統制の本格的導入が始まっていることから市民環境部からの通知の内容を的確に運用され、事務の適正な執行の確保に図られたい。

なお、中学校グリストラップ清掃業務委託（教育総務課）、東部学校給食センター排水施設維持管理業務委託（学校給食課）、肥前学校給食センター排水管洗浄及びグリストラップ清掃業務委託（肥前市民センター）、鎮西学校給食センタ

一排水処理施設管理業務委託（鎮西市民センター）も同様の指摘である。

**（講じた措置）**

令和5年度からは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令で定める基準に従い、業務実施前に委託先業者の許可の有無を確認するとともに、収集・運搬を伴う清掃業務と廃棄物処分業務に契約を分け、それぞれの業務に対応した許可業者と契約するようにした。

また、当該契約に当たっては、金額にかかわらず契約書を作成している。

## 2 奨学金返還事務について

### 【学校支援課】

市教育委員会では、経済的理由により就学困難な者に対して、奨学金の貸与を行っており、現在は唐津市奨学金として貸与及び返還事務を行っている。合併以前に町村で行われていた奨学金事業については、現在のところ貸与は行われていないが返還事務のみを市教育委員会で行っている。奨学金の管理状況について確認したところ、次のような不適切な状況となっていた。

- (1) 唐津市相知地区奨学資金貸与条例に基づき旧相知町において貸与されていた奨学金の返還について、昭和 57 年度から昭和 58 年度までに奨学金の貸与を受けた生徒（以下「貸与生」という。）A に係る奨学金が平成 3 年度に一部返還された以後、残り 111,000 円が未返還となっていたままであった。

前回の定期監査で、貸与生 A が所在不明となっており、連帯保証人が死亡していたにもかかわらず、必要な調査等を行っておらず、適切な管理事務を怠っていたことについて指摘していたところ、それに対する講じた措置として「債務者の所在等の確認を行うとともに、今後の手続きに関し法律相談等を行い、適切に事務処理を行う」ということであった。

担当課に確認をすると、弁護士への相談をし、令和 3 年 5 月に貸与生 A の所在地の確認はしたものの、その後貸与生 A に対する通知等の発送及び接触は行っていないということであった。

- (2) 唐津市奨学基金条例施行規則に基づき奨学金を貸与している唐津市奨学金において、令和 4 年 3 月末時点で未返還金がある者が 90 人であり、うち 10 年以上前に一部返還をした以後、返還がなされていない状態が 6 人、一部も返還せず返還期間から 10 年以上経過した者 2 人であった。また、令和 3 年度に送付した返還通知に対し何ら反応がない者は 18 人であった。

担当課では、貸与生本人に対し毎年度返還通知を送付しているものの、未返還金がある貸与生の連帯保証人への通知及び請求は行われていないということであった。

- (3) 唐津市肥前地区奨学資金貸与条例に基づき旧肥前町において貸与された奨学金の返還について、現在でも未返還金がある者 4 人のうち 2 人は少額ではあ

るものの返還を続けているが、残りの 2 人については 10 年以上前に一部返還をした以後、毎年度貸与生本人及び連帯保証人への通知を送付されてはいるものの返還がなされていない状態であった。

債権の回収事務においては、令和 2 年度に唐津市債権の管理に関する条例が施行されたこともあり、各課で所管している債権の管理について、定期監査においてたびたび指摘しているところである。特に未納となって時間が経過している債権については回収が困難となることから、今後の事務について必要な手続きを確認し、徴収マニュアルの作成を検討する等、組織全体での債権管理体制の強化を図り、法令等に則った適切な債権管理事務に努められたい。

#### (講じた措置)

これまでは、返還金の未納がある奨学生に対し文書による催告は行っていたものの、その手続で終わってしまっていたため、まずは、返還金未納の奨学生に対し、催告にあわせ、返還方法等について相談に応じる旨の通知を行った。その結果、複数件の奨学生から相談があり、返還スケジュールの調整を行い、回収につながった。

さらには、催告書発送後、何ら反応がない返還金未納の奨学生については、連帯保証人に対し未納がある旨の通知を行い、中には、連帯保証人から連絡を受けた奨学生やその父母等から返還に関する相談があり、完済につながった事案もあった。

今後も適切に債権管理事務に努めるとともに、奨学生、保護者、連帯保証人の生存状況や住所確認等を行い、確実に回収の見込みがないものについては「唐津市債権の管理に関する条例」に則り、適切な措置を講じるよう進める。

### 3 社会教育団体補助金の交付事務について

【生涯学習文化財課・浜玉市民センター・巖木市民センター・相知市民センター・北波多市民センター・鎮西市民センター・呼子市民センター】

標記補助金は、社会教育の普及及び振興を図るため、唐津市内で社会教育活動を行う団体に対し交付するものであるが、次のような不適切な事務処理が見受けられた。

- (1) 令和3年度唐津市社会教育団体補助金交付要綱第4条において、補助金の額については「別表に掲げる補助金の額を上限額として、前条の補助対象事業費の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか低い方の額とする。」とある。

令和3年度のA団体の補助金交付に係る書類を確認すると、要綱別表に定める補助金上限額 132,000 円を概算払にて交付し、令和4年3月31日付けで実績報告書が提出され、令和4年4月13日に交付額と同額での補助金額の確定通知を行っていた。しかしながら、その収支決算書をみると、総収入 297,044 円に対し、総事業費 150,880 円で、うち補助対象事業費が 135,344 円であった。補助対象事業費だけを見れば補助金上限額を上回っているが、当該補助金を除いた総収入の内訳をみると、町助成金 36,000 円、雑収入 8,251 円、前年度繰越金 120,793 円であり、その他の収入額に前年度繰越金を含めないとしても「総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 {150,880 円－(36,000 円＋8,251 円)}」が 106,629 円となり、要綱第4条の規定から算定すると 106,629 円が適正な補助金額となる。

補助金額について、要綱第4条の規定から算定した額と確定した額が異なる団体が数多く見受けられたため担当課に確認をすると、当該補助金交付事業では、当該年度の収入から支出を差し引いた不用額（翌年度繰越額）も総事業費に含めて補助金額を算定し、また補助対象事業者にも同様の説明をしていたとのことであった。そもそも総事業費とは、その事業年度に要した費用の総額であり、不用額（翌年度繰越額）を含めること自体が誤ったものであると思考する。要綱の規定に則した適切な補助金交付事務を執行されたい。

- (2) 上部団体への令和3年度分登録費を令和3年3月14日及び同月22日に支出

し、令和3年度の補助対象事業費として計上しているが、当該補助金要綱は、令和3年度に行う補助対象経費に対するものであるため、該当年度以外の支出日のものは含めるべきではなかった。

- (3) 提出された実施報告書を確認すると、総事業費全額分の支出を証明する領収書を添付している団体もあったが、総事業費のうち補助対象経費として計上している支出に係る領収書のみ添付している団体、補助対象経費のうち補助金額を満たす分だけの領収書を添付している団体もあった。前記(1)でも述べたとおり、当該補助金の額の算定については、総事業費の額が不可欠なものであるため、補助対象経費のみならず総事業費全額の支出を証明する領収書の添付が必要である。

当該要綱については、補助対象事業者及び補助金の上限額については明確に規定されているものの、補助対象事業費について「団体運営のための会議、研修会等に要する経費」「社会教育活動に関する事業費並びに物品の購入費等」「下部組織に対する分配金又は上部団体に対する負担金」としか規定されておらず、解釈次第でどのような事業及び費用でも対象となり得る状況であった。現に、今回の監査においても、事務担当課（市民センター産業・教育課を含む。）によって同様の経費でも対象となるかどうかの判断が異なっていた。

このように統一的な取扱いができていないということは、要綱の規定が不明確であることが原因であると思慮するため、真に必要な経費のみを補助対象とし、対象と対象外を区別できるよう要綱に明記するとともに、補助金交付事務については、客観的にみても疑義が生じることがないように適正な事務執行を図られたい。

なお、浜玉市民センター、巖木市民センター、相知市民センター、北波多市民センター、鎮西市民センター、呼子市民センターの当該補助金交付事務についても同様の指摘である。

#### (講じた措置)

令和5年度においては総事業費及び補助金の対象とならない経費並びに領収書の写しの提出の考え方を統一するため、その詳細を文書で示すとともに、本庁及び市民センターの当該補助金交付事務に従事する担当者間で解釈の統一を行った。



令和 6 年度においては、要綱の規定そのものを見直し、補助対象経費が明確になるようにした。

また、当該年度に係る経費であっても、該当年度以外の支出日のものは補助対象経費としないよう補助対象者に文書で示し、指摘のあった上部団体への登録費については、補助対象外経費とした。

なお、指摘のあった団体のうち、実績報告書を精査し、補助対象経費とすべきでない経費が計上されている団体には、補助金の返還を求め、令和 6 年 3 月に返還を受けた。

#### 4 社会教育団体補助金交付に関する意見聴取について

##### 【生涯学習文化財課】

社会教育関係団体については、社会教育法（以下「法」という。）第 10 条において「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」と定義し、法第 12 条において、国及び地方公共団体との関係について「社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない」として、社会教育関係団体の自主性を阻害することなく、人々の自発的で自由な意思に基づく活動を尊重するものとしている。

また、社会教育関係団体への補助金交付については、法第 13 条において「国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、（中略）地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（中略）の意見を聴いて行わなければならない」と、補助を行う場合には当該団体の目的、事業等を勘案し、法第 12 条の趣旨を尊重し、慎重な配慮の下に行うよう定められている。

しかしながら、当該補助金交付に際し、本市においては法第 13 条に規定する市教育委員会から社会教育委員の会議へ諮問する等事前に意見を聴く行為は行われていなかった。唐津市社会教育委員条例第 2 条第 1 項第 2 号で社会教育委員の所掌事務として「教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること」と定められてもいるため、社会教育関係団体への補助については、法令等に則った適正な手続をされたい。

##### （講じた措置）

社会教育関係団体への補助金交付については、令和 6 年度補助金からは社会教育法第 13 条の規定に基づき、唐津市社会教育委員会において、意見を聴き実施することとした。

## 5 地域の特色ある社会教育団体活動事業補助金について

### 【生涯学習文化財課】

標記補助金は、地域の特色ある社会教育活動事業を推進し、社会教育の振興を図るため、唐津市内の社会教育団体が行う事業に対し交付するものであり、令和3年度については16団体が実施する19事業を対象に総額2,738,000円を交付する要綱を制定し、新型コロナウイルス感染症の影響で事業を中止した団体が多く、2団体、2事業に対し補助金を交付している。当該補助金に係る交付対象団体及び対象事業については、団体の減少はあるものの過去5年変わらず、それぞれの補助金額についてもほぼ変動がない。

唐津市補助金適正化ガイドラインによれば、補助金の交付にあたっては5つの基準を設け、補助の目的、内容及び効果を明確に整理することとしている。この基準4の中で、申請者間の公平性の観点から、要件を満たせば誰でも補助を受ける機会が確保されていること、補助額の算定方式は原則として定率補助とし、例外的に定額補助を採用する場合は、その理由と算定根拠を明確にすることを必要としているが、当該補助金要綱においては、公募をすることもなく、補助金の額についても定額補助であり、明確な算定根拠もなかった。

社会教育関係団体への補助については前記1及び2でも述べているため記載を省略するが、補助金等が市税その他の貴重な財源でまかなわれているものであること、公益上必要な場合にのみ交付できることに留意し、補助金等の交付に係る書類の審査においては、客観的にみても疑義が生じることがないように適正な事務処理をされたい。

### （講じた措置）

令和6年度からは、一部要綱を見直し、上限額を定めることとした。また、今後、要件を満たせば誰でも補助を受ける機会が確保されるよう公募するとともに、補助額の算定に当たっては定率補助とするよう関係団体と調整を行っている。

## 6 郷土伝統文化伝承保存団体補助金について

### 【生涯学習文化財課】

標記補助金は、郷土伝統文化の保存、伝承及び後継者の育成を図るため、郷土伝統文化伝承保存団体に対し交付するものである。

令和3年度唐津市郷土伝統文化伝承保存団体補助金に係る実績報告書を確認したところ、支出の根拠となる領収書の写し等が添付されてはいるものの、その用途が明確でないものや宛名が誤っているものが多数見受けられた。また、活動状況を証する書類等についても写真が添付されてはいるものの、実施年月日の記載がないものや実施されたとされる活動状況のごく一部しか確認できないものなどが多数見受けられ、補助金の額の確定に係る書類の審査が不十分であったと言わざるを得ない。

前回の定期監査においても、全ての実績報告書に支出の根拠となる領収書の写し、活動状況を証する書類等が添付されていないため提出された決算書が適正なものであるか確認できず補助金交付事務も行うことができない状態であった旨を指摘し、それに対する講じた措置として支出の根拠となる領収書の写し等や活動状況を証する書類の提出を求め適切な事務処理を行うとされていたにもかかわらず、事務処理に改善された結果が見受けられず誠に遺憾である。

### (講じた措置)

指摘後は、各団体へ申請方法等の説明を十分に行い、事業内容が確認できる資料の提出を徹底するとともに、実績報告書の提出に当たっては領収書の写しの添付を徹底し、補助金の額の確定に係る審査を適切に行うこととした。また、令和5年度からは要綱に補助対象経費を明確に規定し、各団体へも周知を行った。

## 7 指名競争入札不落札の場合の随意契約について

### 【浜玉市民センター】

令和3年度の平原小学校飲料水検査業務において、地方自治法施行令第167条第1号の規定により指名競争入札（郵便入札）を行うこととし、令和3年4月1日付けで4者に対して指名競争入札執行を通知した。同月9日の締切日までに当該4者から郵便による入札書の提出があり、同月12日に開札を行ったところ、4者のいずれもが予定価格超過により不落札となった。そのため、担当課は再度郵便入札を行う時間的余裕がないとの理由から地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を適用し、4者のうち最低入札金額を提示した者と随意契約を行っていた。

しかしながら、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号は「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。」と規定しており、同号に基づく随意契約は、競争入札を行い、入札者が一者もないとき又は再度の入札を行い、それでもなお落札者がいないときに適用することができるものであることから、本件の理由による随意契約は不適切である。

法令に則した契約事務を執行されたい。

### （講じた措置）

契約事務の執行に当たっては、地方自治法等の関係法令を改めて確認するとともに、入札及び随意契約事務を行う際には、当該関係法令に加え唐津市建設工事等競争入札実施要綱及び唐津市随意契約ガイドラインの規定に基づき、適切な事務処理を行うこととした。

## 8 肥前公民館、肥前体育館、肥前武道場、肥前総合運動場の施設管理について

### 【肥前市民センター】

標記施設の夜間及び土日、祝祭日における管理業務の委託契約を教育委員会肥前市民センター産業・教育課において起案し、市民センター長の決裁を受け実施されている。当該施設は、公有財産台帳によると、肥前公民館は教育委員会肥前市民センター産業・教育課が所管する社会教育施設であり、肥前体育館、肥前武道場及び肥前総合運動場は肥前市民センター産業・教育課が所管する社会体育施設である。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 2 号の規定では、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管理については教育委員会に権限があるが、同法第 23 条の規定により定められた唐津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例により、「スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）」に関する事務については、市長が管理し、及び執行することとなっている。また、それぞれの事務分掌を定めた唐津市教育委員会事務局組織規則第 7 条及び唐津市事務分掌規則第 19 条第 1 項第 9 号を確認しても、当該施設の管理については、社会教育施設は教育委員会に、体育施設は市長に権限があるものといえる。

そのため、議会事務局長、各種委員会事務局長等補助執行規程別表及び唐津市事務決裁規程別表第 2 の 1 の表による当該業務に係る実施伺の専決権者は、その委託料の予定金額から市民センター長ではあるものの、それぞれの施設における管理権限者の決裁を必要とするものであると思われる。また、予算についても、社会教育費の項から全額支出されているが、社会体育施設については保健体育費の項から支出すべきものである。

当該社会体育施設の管理については、唐津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例によって、平成 25 年度に教育委員会から市長にその管理及び執行に関する権限が移管されたにも関わらず、その後も前述のとおり教育委員会において管理委託に係る事務処理を行っているため、業務内容を精査し、適切な事務処理をされたい。

**(講じた措置)**

令和5年度からは施設の管理について、肥前公民館は社会教育施設として教育委員会に、肥前体育館、肥前武道場及び肥前総合運動場は体育施設として市長に権限があるため、それぞれの管理権限者の決裁を受け、予算についても、社会教育施設分は社会教育費の項から、体育施設については保健体育費の項から支出するなど、適切な事務処理を行うようにした。

## 9 業務委託における委託料の設計単価について

### 【鎮西市民センター】

特別史跡名護屋城跡並陣跡「堀秀治陣跡」草刈等業務について公益社団法人唐津市シルバー人材センター（以下「唐津市シルバー人材センター」という。）と令和3年12月1日に随意契約を締結している。当該契約に係る令和3年11月22日起案決裁文書内の設計書では、佐賀県における最低賃金額が令和3年10月6日以降は1時間あたり821円に改定されているにもかかわらず、草刈作業員及び集草作業員の単価が1時間あたり790円と最低賃金額を下回る額で設計され、当該金額に作業時間（人数×時間）を乗じた金額が計算の基礎とされていた。

たしかに、唐津市シルバー人材センターは請負又は委任の形式により会員である高齢者へ業務を依頼しており、仕事の完成を目的とする請負の形式で本件草刈等業務に従事する会員は労働者とはみなされず、最低賃金法を含む労働関係法令は適用されない。しかしながら、厚生労働省が発行する『シルバー人材センターの適正就業ガイドライン』（平成28年9月9日）には、「会員が請負、委任の業務に従事する場合、最低賃金法は適用されませんが、配分金の総額を標準的な作業時間で除した額は、原則として最低賃金を下回らない水準を勘案したものとする必要があります。」などの記載があり、最低賃金を下回る水準で設計している本件は適切であるとは言い難い。

教育部局だけではなく市長部局も含め、発注者として本ガイドラインの趣旨を尊重し、唐津市シルバー人材センターに委託する際の委託料設計単価等の統一的な基準を整備される等、事務執行の改善策を検討されたい。なお、唐津市シルバー人材センター以外の地元団体等に委託する際の委託料設計単価についても同様の事例が見受けられた。

### （講じた措置）

令和4年度より、特別史跡名護屋城跡並陣跡等管理事業における「堀秀治陣跡」草刈等業務を始め、地元市民団体等に委託する際の設計単価についても、委託業務の設計書を作成するに当たり、当該期の佐賀県最低賃金単価を考慮した上で、作業用単価を設定している。



## 学校関係

唐津市立小中学校の中から 12 校を抽出し、定期監査を実施したところ、次のような不適切な処理が見受けられた。各小中学校における文書事務処理等においては、教育委員会の指導の下、適切な改善を図られたい。

### 10 切手の管理について

切手については、切手を保有していない 1 校を除いて切手受払簿を使用し、管理されてはいたが、次のような不適切な事務処理が見受けられた。

- (1) 令和 4 年 10 月 11 日に郵便切手 468 円分（100 円切手 3 枚及び 84 円切手 2 枚）を払い出し、それに伴う同日付けの郵便局の領収書が添付されていたが、当該領収書には第一種定形外 140 円及び簡易書留 320 円の合計 460 円の郵便料金を 460 円分の切手で支払った旨記載されていた。郵便切手受払簿には余分の 8 円の受入の記載がなかったため、学校に確認したところ、460 円の請求に対し、468 円分の切手で多めに支払ったとの回答であった。しかしながら、当該日の切手残数の内訳を確認すると、460 円ちょうどの支払いが可能な額面の切手を保有しており、当該必要額分の切手を払い出すことも可能であったため、請求額を超えた不必要な支出については、不適正であると言わざるを得ない。
- (2) 郵便切手受払簿において、監査当日時点での集計と保有枚数が合致しない学校、令和 3 年度末と令和 4 年度当初の集計が一致しない学校があった。

郵便切手の取扱いに当たっては、換金等が容易であり現金同様、適切な管理が必要であることは言うまでもない。今後は、担当者一人で管理するのではなく、複数の者で受払を確認し、月ごとの報告の際には現物と受払簿の残数を確認するなど適切な管理に努められたい。

### （講じた措置）

郵便切手が現金と同様であるということを改めて再認識し、切手の保有状況を確認し不必要な支出とならないように適正に支払い事務を行うとともに、受払に当たっては、複数人で確認するよう、管理体制を整えた。また、残枚数の確認についても、毎月、現品と受払簿の突合を複数人で行い、適正に管理している。

## 11 医薬品等の管理について

各学校において、保健室で使用する医薬品及び理科室で使用する薬品（以下「医薬品等」という。）の管理状況については、前回の監査において、適切な管理ができていない旨を指摘し、それに対する講じた措置として、「医薬品等については保管庫に保管するとともに、施錠し、適切な管理をしていく。また、理科主任会や校長会・教頭会を通じて、管理体制の整備、管理簿等作成の必要性を周知徹底し、適正な管理に努める」としていた。保管庫の施錠、鍵の取扱い等については概ね適正に管理されていたが、管理簿については医薬品等の種類、数量が記載されている台帳が作成されていない学校、台帳はあるものの作成時からの変動の記載がない学校が見受けられた。

医薬品等には劇物、毒物等が含まれており、紛失や不適正使用等をはじめとする事故防止の観点から、購入や使用時はもちろんのこと、日頃から使用量、在庫量の把握、点検を行い、法令等に則した適切な医薬品等の管理に努められたい。

### （講じた措置）

指摘後、校長会・教頭会を通じて、管理体制の整備や管理簿作成の必要性について周知徹底を行った。また、管理職主導により在庫量の確認や管理簿の更新について、定期的に点検を行うとともに法令等に準じた適正な管理に努めている。